

②

令和 8 年

市議会 9 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

自認定第 1 号 至認定第 1 4 号

令和 7 年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度の静岡市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

自認定第 1 5 号 至認定第 1 9 号

令和 7 年度静岡市公営企業会計決算の認定について

令和 7 年度の静岡市の簡易水道事業会計、病院事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

議案第 1 8 6 号 令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、子育て支援・教育の充実として、しずおか地域クラブ活動の実施に向けたシステム構築等に要する経費のほか、地域経済の活性化として、クルーズ船の寄港が多い清水港及び周辺地域におけるインバウンドの更なる受入のための環境整備に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、4,816,504 千円の増額となった。

追加の主なものは、公債費 6,300,000 千円、保健衛生費 280,229 千円、観光費 118,138 千円などである。

これらの財源として、地方交付税 3,849,990 千円、繰越金 862,234 千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、409,333,726 千円となる。

なお、繰越明許費は、道路改良事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、静岡市民文化会館空調設備改修事業費等の追加、新清水庁舎整備事業費等の変更である。

また、市債の補正は、小学校建設事業債等の変更である。

議案第 187 号 令和 8 年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰入金の増額に伴い、市債の減額を計上した。

議案第 188 号 令和 8 年度静岡市競輪事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度静岡市競輪事業会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正で、静岡競輪場選手宿舎管理等業務経費の追加である。

議案第 189 号 令和 8 年度静岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度静岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外費用の増額を計上した。

また、資本的収支において、国庫支出金を増額するとともに、建設改良費及びその他資本的支出の増額を計上した。

議案第 190 号 令和 8 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外収益の増額を計上した。

議案第 191 号 静岡市市民交流センター条例の制定について

共通の機能を有する静岡市老人福祉センター、静岡市老人憩の家、静岡市世代間交流センター及び静岡市勤労者福祉センターを、市民の福祉の増進に資する居場所及び交流の場を提供する静岡市市民交流センターとして再編するにあたり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

併せて、条例の統合に伴い、静岡市老人福祉センター条例等を廃止する。

議案第 192 号 静岡市印鑑条例の一部改正について

各区役所に証明書の発行が可能な端末機の設置に伴い、端末機の名称等を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 193 号 静岡市市民文化会館条例の一部改正について

利用者の利便性向上及び施設運営の効率化を図るため、静岡市民文化会館及び静岡市清水文化会館の運用の統一化等について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 194 号 静岡市生涯学習施設条例等の一部改正について

生涯学習等のサービス内容の再編に伴い、生涯学習型施設、市民活動型施設及び地域振興型施設について、誰もが満足して利用しやすい施設へ転換するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 195 号 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について

入館料及び特別観覧料の限度額を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 196 号 静岡市歴史博物館条例の一部改正について

休館日を変更するとともに、利用料金制を導入するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 197 号 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について

指定管理者のノウハウを活かした柔軟な料金設定が可能となるよう、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 198 号 静岡市立清水病院条例の一部改正について

指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者のもとで病院施設と駐車場を一体的に管理するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

併せて、条例の統合に伴い、静岡市立清水病院駐車場条例を廃止する。

議案第 199 号 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について

テントサイトの利用料金の限度額を改めるとともに、利用料金区分等を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 200 号 静岡市由比本陣施設条例の一部改正について

施設管理の見直しに伴い、入館料を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 201 号 静岡市清水港海づり公園条例の一部改正について

指定管理者制度を導入するとともに、開園時間及び休園日等を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 202 号 静岡市立学校設置条例の一部改正について

児童数の減少が見込まれ、良好な教育環境を確保することが困難である地域において、市立小学校の統廃合を行うため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 203 号 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退隠料及び遺族扶助料を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 204 号 工事請負契約の締結について

高部生涯学習交流館建築工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 205 号 工事請負契約の締結について

安倍口団地浄化槽改修工事を実施するために、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 206 号 市道路線の変更について

路線の整備に伴い、日の出町押切線を変更するもので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 207 号 市道路線の認定について

開発行為に伴い、沓谷一丁目 17 号線ほか 2 路線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 208 号 共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について

組合の経費に係る規定を見直し、関係地方公共団体からの負担金及び補助金に関する事項を定めるとともに、負担割合を変更するため、共立蒲原総合病院組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 209 号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 210 号 字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 211 号 令和 7 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市簡易水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 212 号 令和 7 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市農業集落排水事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 213 号 令和 7 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 1 4 号 令和 7 年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
認定第 1～14 号	令和7年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 15～19 号	令和7年度静岡市公営企業会計決算の認定について	別冊
議案第 186 号	令和8年度静岡市一般会計補正予算（第5号）	10
議案第 187 号	令和8年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）	18
議案第 188 号	令和8年度静岡市競輪事業会計補正予算（第1号）	20
議案第 189 号	令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第3号）	22
議案第 190 号	令和8年度静岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	24
議案第 191 号	静岡市市民交流センター条例の制定について	25
議案第 192 号	静岡市印鑑条例の一部改正について	43
議案第 193 号	静岡市市民文化会館条例の一部改正について	44
議案第 194 号	静岡市生涯学習施設条例等の一部改正について	48
議案第 195 号	静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について	90
議案第 196 号	静岡市歴史博物館条例の一部改正について	91
議案第 197 号	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について	93
議案第 198 号	静岡市立清水病院条例の一部改正について	96
議案第 199 号	静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について	100
議案第 200 号	静岡市由比本陣施設条例の一部改正について	102
議案第 201 号	静岡市清水港海づり公園条例の一部改正について	103

議案第 202 号	静岡市立学校設置条例の一部改正について	107
議案第 203 号	静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について	108
議案第 204 号	工事請負契約の締結について	111
議案第 205 号	工事請負契約の締結について	112
議案第 206 号	市道路線の変更について	113
議案第 207 号	市道路線の認定について	114
議案第 208 号	共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について	115
議案第 209 号	あらたに生じた土地の確認について（清水港内公有水面の埋立地）	118
議案第 210 号	字の区域の変更について（清水港内公有水面の埋立地）	120
議案第 211 号	令和7年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	122
議案第 212 号	令和7年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	123
議案第 213 号	令和7年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	124
議案第 214 号	令和7年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	125

令和8年度静岡市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度静岡市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816,504千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409,333,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	軽油引取税交付金	3,821,000	△626,598	3,194,402
	1 軽油引取税交付金	3,821,000	△626,598	3,194,402
12	地方特例交付金	3,972,000	650,832	4,622,832
	1 地方特例交付金	3,958,000	650,832	4,608,832
13	地方交付税	41,500,000	3,849,990	45,349,990
	1 地方交付税	41,500,000	3,849,990	45,349,990
17	国庫支出金	77,872,569	57,796	77,930,365
	1 国庫負担金	61,335,749	26,442	61,362,191
	2 国庫補助金	16,302,158	31,354	16,333,512
18	県支出金	24,499,458	13,221	24,512,679
	1 県負担金	17,002,202	13,221	17,015,423
21	繰入金	13,011,402	△10,000	13,001,402
	1 基金繰入金	12,157,957	△10,000	12,147,957
22	繰越金	1,682,000	862,234	2,544,234
	1 繰越金	1,682,000	862,234	2,544,234
23	諸収入	10,759,898	12,029	10,771,927
	6 雑入	4,750,546	12,029	4,762,575
24	市債	32,222,700	7,000	32,229,700
	1 市債	32,222,700	7,000	32,229,700
歳 入 合 計		404,517,222	4,816,504	409,333,726

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	47,481,036	△1,982,600	45,498,436
	1 総務管理費	29,548,563	△2,100,000	27,448,563
	2 企画費	13,228,507	40,400	13,268,907
	3 徴税費	2,717,423	77,000	2,794,423
3	民生費	140,086,707	33,376	140,120,083
	1 社会福祉費	33,427,250	33,376	33,460,626
4	衛生費	42,777,718	200,939	42,978,657
	1 保健衛生費	6,946,122	280,229	7,226,351
	2 保健予防費	11,923,920	52,884	11,976,804
	3 健康対策費	4,646,410	△136,290	4,510,120
	5 清掃費	12,597,655	4,116	12,601,771
6	農林水産業費	5,152,466	14,000	5,166,466
	2 林業費	1,200,509	14,000	1,214,509
7	商工費	8,769,340	118,138	8,887,478
	2 観光費	1,912,986	118,138	2,031,124
8	土木費	46,639,064	84,945	46,724,009
	2 道路橋りょう費	20,434,807	22,000	20,456,807
	4 都市計画費	10,173,943	62,945	10,236,888
9	消防費	12,130,059	6	12,130,065
	1 消防費	12,130,059	6	12,130,065
10	教育費	55,782,605	47,700	55,830,305
	2 小学校費	20,242,152	30,537	20,272,689
	3 中学校費	12,622,577	54,863	12,677,440
	6 保健体育費	10,917,577	△37,700	10,879,877

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	公債費	37,749,500	6,300,000	44,049,500
	1 公債費	37,749,500	6,300,000	44,049,500
	歳 出 合 計	404,517,222	4,816,504	409,333,726

第2表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費（社総交） （松富団地1号線）	千円 46,000
		道路改良事業費（公共） （葛沢2号線）	97,900
		道路改良事業費（市単） （松富団地1号線外1）	85,240
	3 河川費	河川改修事業費（市単） （（準）常念川）	75,000
	4 都市計画費	街路整備事業費（社総交） （日の出町押切線）	90,000
		街路整備事業費（市単） （日の出町押切線）	40
10 教育費	4 高等学校費	市立高等学校管理費 （中央館及び視聴覚ホール天井 改修設計事業）	14,000

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
静岡市民文化会館空調設備改修事業費	令和9年度	768,000千円 令和8年度に静岡市民文化会館空調設備修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
東静岡地区市有地発掘調査業務経費	令和9年度	144,000千円 令和8年度に東静岡地区市有地発掘調査業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
庵原斎場火葬業務経費	令和9年度	12,700千円 令和8年度に庵原斎場火葬業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
健康管理標準システム導入業務経費	自令和9年度 至令和10年度	327,360千円 令和8年度に健康管理標準システム導入業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度以降2年間で支払う。
プラスチックごみ収集運搬業務経費	自令和9年度 至令和11年度	546,700千円 令和8年度にプラスチックごみ収集運搬業務委託契約を締結し、その金額を令和11年度に支払う。
中央体育館棟外3棟躯体調査業務経費	令和9年度	14,700千円 令和8年度に中央体育館体育館棟外3棟躯体調査業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。

(変 更)

事 項	区分	期 間	限 度 額	
新 清 水 庁 舎 整 備 事 業 費	変 更 前	自 令 和 9 年 度	1 4, 5 6 8, 0 0 0 千円	
		至 令 和 1 2 年 度		
	変 更 後	自 令 和 9 年 度	1 5, 7 7 5, 0 0 0 千円	
		至 令 和 1 2 年 度		
脱 炭 素 先 行 地 域 等 金 再 導 入 事 業 補 助	変 更 前	令 和 9 年 度	1 7 0, 0 0 0 千円	
	変 更 後	自 令 和 9 年 度	1 7 0, 0 0 0 千円	

第4表 市債補正

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
観 光 施 設 整 備 事 業	182, 800	19, 200	202, 000
小 学 校 建 設 事 業	169, 300	27, 400	196, 700
体 育 館 整 備 事 業	459, 000	△ 39, 600	419, 400

議案第 187 号

令和 8 年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	50,270,400	6,300,000	56,570,400
	1 他会計繰入金	38,865,800	6,300,000	45,165,800
4	市債	21,000,000	△6,300,000	14,700,000
	1 市債	21,000,000	△6,300,000	14,700,000
歳 入 合 計		71,705,000	0	71,705,000

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	71,704,900	0	71,704,900
	1 公債費	71,704,900	0	71,704,900
歳 出 合 計		71,705,000	0	71,705,000

議案第 188 号

令和 8 年度静岡市競輪事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度静岡市競輪事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
静岡競輪場選手宿舎管理 等業務経費	令和9年度	100,600千円 令和8年度に静岡競輪場選手宿舎管理等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

令和8年度静岡市水道事業会計補正予算（第3号）

△印は減

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度静岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
	支 出			
第1款	水道事業費用	11,119,750千円	6,819千円	11,126,569千円
第2項	営業外費用	670,720千円	6,819千円	677,539千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,804,933千円は、減債積立金 1,588,581千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 596,735千円、過年度分損益勘定留保資金 3,398,242千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,221,375千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,841,459千円は、減債積立金 1,588,581千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 124,957千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 600,007千円、過年度分損益勘定留保資金 3,489,762千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,038,152千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
	収 入			
第1款	資本的収入	2,862,067千円	18,000千円	2,880,067千円
第3項	国庫（県）支出金	472,392千円	18,000千円	490,392千円
	支 出			

第2項の次に「第3項 その他資本的支出」を加える。

第1款	資本的支出	9,667,000千円	54,526千円	9,721,526千円
第1項	建設改良費	7,066,475千円	36,000千円	7,102,475千円
第3項	その他資本的支出	0千円	18,526千円	18,526千円

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和 8 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

△印は減

第 1 条 令和 8 年度下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度静岡市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収	入	
第 1 款	下水道事業収益	23,588,000 千円	2,306 千円	23,590,306 千円
第 2 項	営業外収益	6,097,904 千円	2,306 千円	6,100,210 千円

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市市民交流センター条例の制定について

静岡市市民交流センター条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市市民交流センター条例

(設置)

第 1 条 静岡市は、市民の福祉の増進に資する居場所及び交流の場を提供し、地域における支え合う関係づくりを推進することにより、誰もが健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、市民交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市本通市民交流センター	静岡市葵区本通七丁目11番地の 9
静岡市鯨ヶ池市民交流センター	静岡市葵区下951番地の 1
静岡市長尾川市民交流センター	静岡市葵区長尾117番地
静岡市小鹿市民交流センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
静岡市用宗市民交流センター	静岡市駿河区用宗五丁目21番10号
静岡市清水中央市民交流センター	静岡市清水区宮代町 1 番 1 号
静岡市みなと市民交流センター	静岡市清水区島崎町223番地
静岡市船越市民交流センター	静岡市清水区船越二丁目 9 番26号
静岡市清開市民交流センター	静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号
静岡市駒越市民交流センター	静岡市清水区駒越南町 9 番50号
静岡市折戸市民交流センター	静岡市清水区折戸四丁目 8 番53号
静岡市飯田市民交流センター	静岡市清水区八坂町2110番地の 2
静岡市興津市民交流センター	静岡市清水区興津中町1288番地

静岡市蒲原市民交流センター	静岡市清水区蒲原神沢1363番地の4
静岡市由比市民交流センター	静岡市清水区由比北田450番地

(事業)

第3条 前条の表に掲げる市民交流センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の居場所の提供に関すること。
- (2) 市民の交流の促進に関すること。
- (3) 健康づくり及び介護予防の推進に関すること。
- (4) 福祉に関する相談への対応及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 市民に対する講座、教室等の開設に関すること。
- (6) 地域団体が行う活動及び地域住民による自主的な活動の支援に関すること。
- (7) センターの施設、設備等の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、第14条第1項の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

名称	開館時間
静岡市鯨ヶ池市民交流センター	午前9時から午後5時30分まで
静岡市長尾川市民交流センター	
静岡市用宗市民交流センター	
静岡市船越市民交流センター	
静岡市清開市民交流センター	
静岡市折戸市民交流センター	
静岡市興津市民交流センター	
静岡市蒲原市民交流センター	
静岡市由比市民交流センター	
静岡市本通市民交流センター	午前9時から午後9時まで
静岡市清水中央市民交流センター	
静岡市みなと市民交流センター	

静岡市駒越市民交流センター		
静岡市小島市民交流センター	大広間、浴室、工作室、作業室、11集会室、12集会室、13集会室、和室1、和室2及びリフレッシュルーム	午前9時から午後5時30分まで
	情報交流室、OAルーム1、OAルーム2、フィットネスルーム及びトレーニングルーム	午前9時から午後9時まで
静岡市飯田市民交流センター	大広間、和室1、和室2、和室3及び浴室	午前9時から午後5時30分まで
	11集会室、12集会室、13集会室、14集会室、調理室及び多目的ホール	午前9時から午後9時まで

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
静岡市本通市民交流センター	(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
静岡市鯨ヶ池市民交流センター	
静岡市長尾川市民交流センター	
静岡市用宗市民交流センター	
静岡市みなと市民交流センター	
静岡市船越市民交流センター	
静岡市清開市民交流センター	
静岡市駒越市民交流センター	
静岡市折戸市民交流センター	

静岡市飯田市民交流センター	
静岡市興津市民交流センター	
静岡市蒲原市民交流センター	
静岡市由比市民交流センター	
静岡市小鹿市民交流センター	(1) 日曜日 (2) 12月28日から翌年の1月5日までの日
静岡市清水中央市民交流センター	(1) 毎月の第3日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第6条 センターの施設のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 第6条第1項の規定による許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、第7条各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 センターの入館者は、センターの利用を終了し、又は第9条の規定によりセンターの利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに自己の負担で当該利用に係る施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に利用許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第16条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がセンターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がセンターの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可施設の利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市老人福祉センター条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）
- (2) 静岡市老人憩の家条例（平成15年静岡市条例第140号）
- (3) 静岡市世代間交流センター条例（平成15年静岡市条例第141号）
- (4) 静岡市勤労者福祉センター条例（平成15年静岡市条例第186号）

(経過措置)

- 3 附則第1項本文に定める日（以下「施行日」という。）前までに前項の規定による廃止前の静岡市勤労者福祉センター条例の規定に基づき次の表の旧施設の区分に係る使用料を納付した回数券又は施行日前に利用料金を支払った回数券若しくは定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して同表の新施設の区分に係るセンターの施設を利用することができる。

旧施設		新施設	
静岡市北部勤労者福祉センター	フィットネス場及びトレーニング場	静岡市本通市民交流センター	フィットネスルーム及びトレーニングルーム
静岡市南部勤労者福祉センター	フィットネスルーム及びトレーニングルーム	静岡市小鹿市民交流センター	フィットネスルーム及びトレーニングルーム
静岡市東部勤労者福祉センター	フィットネスルーム、トレーニングルーム及びプール	静岡市みなと市民交流センター	フィットネスルーム、トレーニングルーム及びプール

(施行前の準備)

- 4 センターの指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 5 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、第6条、第8条及び第14条の規定の例により施行日以後の期間に係る利用許可施設の利用許可の手續並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

別表（第6条、第14条関係）

- 1 センターの利用料金の限度額（静岡市本通市民交流センター、静岡市小鹿市民交流センター（情報交流室、OAルーム1、OAルーム2、フィットネスルーム及びトレーニングルームに限る。）、静岡市清水中央市民交流センター、静岡市みなと市民交流センター及び静岡市由比市民交流センターを除く。）

(1) 集会室等の利用区分

施設分類 施設名	A	B	C	D	E
鯨ヶ池市民交流センター	健康相談室、和室1及び和室2	—	娯楽室及び集会室	—	大広間

長尾川市民 交流センター	和室1、和室 2、11集会 室、12集会 室、13集会室 及び工作室	—	大集会室	—	大広間
小鹿市民交 流センター	12集会室、和 室1、和室2 及び工作室	11集会室及 び13集会室	—	—	大広間
用宗市民交 流センター	集会室、図書 室、和室1、 和室2、和室 3、和室4、 工作室1、工 作室2及び 趣味・教養室	—	地域交流室、 大広間1及 び大広間2	—	大広間3
船越市民交 流センター	多目的室1、 多目的室2、 和室1及び 和室2	—	機能訓練室	—	多目的ホー ル
清開市民交 流センター	和室1、和室 2及び集会 室	—	多目的室	—	—
駒越市民交 流センター	集会室1、集 会室2及び 和室	—	多目的ホー ル	—	—
折戸市民交 流センター	和室1及び 和室2	—	多目的室及 び多目的ホ ール	—	—
飯田市民交 流センター	11集会室、13 集会室、14集	12集会室及 び調理室	—	多目的ホー ル及び大広	—

	会室、和室 1、和室2及 び和室3			間	
興津市民交 流センター	多目的室、和 室1及び和 室2	—	—	大広間	—
蒲原市民交 流センター	集会室2及 び機能回復 室	集会室1	大広間	—	—

(2) 施設分類ごとの利用料金の限度額

施設分類 利用区分 及び金額	午前	午後①	午後②	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時から 午後9時まで
A	540円	430円	430円	1,100円
B	860円	700円	700円	1,860円
C	1,300円	1,030円	1,030円	2,740円
D	1,740円	1,370円	1,370円	3,300円
E	2,580円	2,100円	2,100円	5,160円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 3 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、次に定める額とする。
 - (1) 正午から午後1時まで この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額
 - (2) 午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時まで この表の午後①の区分における金額の2分の1に相当する額
- 4 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ

る。

- (3) 浴室の利用料金の限度額（静岡市駒越市民交流センター、静岡市清開市民交流センター及び静岡市興津市民交流センターを除く。）

区分		金額（入浴1回につき）
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3歳以上13歳未満		150円

備考 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。

2 静岡市本通市民交流センターの利用料金の限度額

(1) 専用利用その1

利用区分 及び金額 室名	午前	午後①	午後②	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時から 午後9時まで
多目的室	9,120円	6,080円	6,080円	9,120円
和室	4,290円	2,860円	2,860円	4,290円
31集会室	3,330円	2,220円	2,220円	3,330円
32集会室	2,310円	1,540円	1,540円	2,310円
OAルーム1	4,740円	3,160円	3,160円	4,740円
OAルーム2				

備考

- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、次に定める額とする。
 - 正午から午後1時まで この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額
 - 午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時まで この表の午

後①の区分における金額の2分の1に相当する額

- 4 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 専用利用その2

室名	利用区分	金額
フィットネスルーム	1室1時間	9,570円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間を超えたときの利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき利用区分の1時間相当額を加算する。
- 3 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(3) 個人利用

室名	利用区分	金額
OAルーム1	当日券（1人1回1時間までにつき）	150円
OAルーム2		
フィットネスルーム及びトレーニングルーム	当日券（1人1回につき）	550円
	回数券（11枚つづり。1枚の使用は、1人1回）	5,500円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(4) 特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1回につき）	利用場所
アンプ装置	一式	1,560円	多目的室
カラオケ装置	一式	1,560円	和室及び多目的室

静岡市本通市民交流センターの設備以外の機器、器具等を利用するため電気を使用する場合		電気の使用量に応ずる 実費相当額	
---	--	---------------------	--

3 静岡市小島市民交流センター（情報交流室、OAルーム1、OAルーム2、フィットネスルーム及びトレーニングルームに限る。）の利用料金の限度額

(1) 専用利用その1

利用区分 及び金額 室名	午前	午後①	午後②	夜間
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時30分 から午後 5 時 30分まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
情報交流室	1,710円	1,140円	1,140円	1,710円
OAルーム 1	3,450円	2,300円	2,300円	3,450円
OAルーム 2	3,900円	2,600円	2,600円	3,900円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 3 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、次に定める額とする。
 - (1) 正午から午後1時まで この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額
 - (2) 午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時まで この表の午後①の区分における金額の2分の1に相当する額
- 4 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 専用利用その2

室名	利用区分	金額
フィットネスルーム	1室1時間	6,020円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

- 2 利用時間を超えたときの利用料金の限度額は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき利用区分の 1 時間相当額を加算する。
- 3 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(3) 個人利用

室名	利用区分	金額
OAルーム 1	当日券（1 人 1 回 1 時間までにつき）	100円
OAルーム 2		
フィットネスルーム及びトレーニングルーム	当日券（1 人 1 回につき）	520円
	回数券 (11枚つづり。1 枚の使用は、1 人 1 回)	5,200円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を 1 時間として計算する。
- 3 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

4 静岡市清水中央市民交流センターの利用料金の限度額

(1) 教養娯楽室等利用料金の限度額

利用区分 及び金額 室名	午前	午後①	午後②	夜間
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から午後 5 時 30分まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
教養娯楽室 1	830円	590円	590円	1,190円
教養娯楽室 2	830円	590円	590円	1,190円
集会室	3,090円	2,200円	2,200円	4,400円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 3 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を利用する場合の当該時間の

利用料金の限度額は、次に定める額とする。

(1) 正午から午後 1 時まで この表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額

(2) 午後 3 時から午後 3 時30分まで及び午後 5 時30分から午後 6 時まで この表の午後①の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額

4 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 浴室の利用料金の限度額

区分		金額（入浴 1 回につき）
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3 歳以上13歳未満		150円

備考 3 歳未満の者の利用料金は、無料とする。

5 静岡市みなと市民交流センターの利用料金の限度額

(1) 集会室等の利用料金の限度額

ア 専用利用その 1

利用区分 及び金額 室名	午前	午後①	午後②	夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時30分から午後 5 時30分まで	午後 6 時から午後 9 時まで
多目的ホール	31,420円	20,950円	20,950円	41,900円
大集会室	26,400円	15,710円	15,710円	31,420円
71集会室	8,890円	5,300円	5,300円	10,600円
72集会室	7,000円	4,210円	4,210円	8,410円
73集会室	8,890円	5,300円	5,300円	10,600円
74集会室	7,000円	4,210円	4,210円	8,410円
75集会室				
61集会室	9,420円	5,650円	5,650円	11,300円
62集会室	7,470円	4,450円	4,450円	8,890円

OAルーム 1	5,020円	2,980円	2,980円	5,960円
OAルーム 2				
和室（さんごじゅ）	3,240円	1,940円	1,940円	3,870円
和室（やまもも）				
和室（はなみずき）				
茶室（清風庵）				
楽屋 1	930円	630円	630円	1,250円
楽屋 2				
楽屋 3				
リハーサル室	5,960円	3,560円	3,560円	7,110円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各利用区分の金額を合計した額とする。
- 3 利用許可を受けた利用区分を延長して次に掲げる時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、次に定める額とする。
 - (1) 正午から午後1時まで この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額
 - (2) 午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時まで この表の午後①の区分における金額の2分の1に相当する額
- 4 利用者が、入場者から次に掲げる入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金の限度額は、次に定める額とする。この場合において、入場料等の額に差を設けているときは、その最高額に応じた額とする。
 - (1) 徴収する入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合 利用区分に対応する金額に2分の3を乗じて得た額
 - (2) 徴収する入場料等の額が1,000円を超える場合 利用区分に対応する金額に2を乗じて得た額
- 5 利用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させる場合の利用料金の限度額は、利用区分に対応する金額に2分の3を乗じて得た額とする。

- 6 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

イ 専用利用その2

室名	利用区分	金額
51音楽室	1室1時間	2,080円
52音楽室	1室1時間	1,030円
53音楽室	1室1時間	1,030円
54音楽室	1室1時間	510円
55音楽室	1室1時間	510円
56音楽室	1室1時間	510円
フィットネスルーム1	1室1時間	10,350円
フィットネスルーム2	1室1時間	5,950円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用許可時間を超えたときの利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき利用区分の1時間相当額を加算する。
- 3 利用者が、入場者から次に掲げる入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金の限度額は、次に定める額とする。この場合において、入場料等の額に差を設けているときは、その最高額に応じた額とする。
 - （1）徴収する入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合 利用区分に対応する金額に2分の3を乗じて得た額
 - （2）徴収する入場料等の額が1,000円を超える場合 利用区分に対応する金額に2を乗じて得た額
- 4 利用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させる場合の利用料金の限度額は、利用区分に対応する金額に2分の3を乗じて得た額とする。
- 5 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

ウ 個人利用

室名	利用区分	金額
----	------	----

OAルーム 1	1 人 1 回 1 時間までにつき	100円
OAルーム 2		
フィットネスルーム、トレーニングルーム及びプール	当日券（1 人 1 回につき）	830円
	回数券（11枚つづり。1 枚の使用は、1 人 1 回）	8,300円
	定期券（1 月券）	8,300円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を 1 時間として計算する。
- 3 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（2）特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1 回につき）	利用場所
ビデオプロジェクター220インチ	一式	2,080円	多目的ホール
ビデオプロジェクター150インチ	一式	1,030円	73集会室
ビデオプロジェクター100インチ	一式	1,030円	61集会室
ビデオプロジェクター70インチ	一式	1,030円	71集会室
ビデオプロジェクター42インチ	一式	1,030円	62集会室
移動式ビデオプロジェクター	一式	1,030円	
7階パントリー	一式	10,470円	大集会室、71集会室及び73集会室
1階パントリー	一式	10,470円	多目的ホール
照明設備	一式	5,230円	多目的ホール
コンサートピアノ	一式	4,180円	多目的ホール
金びょうぶ	半双	2,080円	多目的ホール及び大集会室
アンサンブルピアノ	一式	2,080円	リハーサル室
茶道具	一式	1,030円	茶室
パソコン（団体利用）席	1 席	100円	OAルーム 1 及びOA ルーム 2

パーティーション	1 枚	510円	
白布（縦1,300ミリメートル×横 2,200ミリメートル）	1 枚	150円	
毛せん	1 枚	510円	
舞台照明・音響特別仕様	1 人	10,470円	多目的ホール

6 静岡市由比市民交流センターの利用料金の限度額

(1) 大広間等の利用料金の限度額

区分	単位	金額
大広間	1 人 1 回につき	520円
娯楽室	1 室 1 時間につき	520円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

(2) 浴室の利用料金の限度額

区分		金額（入浴1回につき）
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3 歳以上13歳未満		150円

備考 3 歳未満の者の利用料金は、無料とする。

静岡市印鑑条例の一部改正について

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第12条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第12条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 3 項後段を削る。

附則第 7 項後段を削る。

附則第11項後段を削る。

第 2 条 静岡市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第15条の見出し及び同条中「民間端末機」を「多機能端末機」に改め、同条中「民間事業者が設置し、かつ、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は令和 8 年11月 1 日から施行する。

（静岡市手数料条例の一部改正）

- 2 静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の見出し及び同項中「民間端末機」を「多機能端末機」に改め、同項中「民間事業者が設置し、かつ、」を削る。

静岡市市民文化会館条例の一部改正について

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次のとおり」を「午前 9 時から午後 9 時30分まで」に改め、同条各号を削る。

第15条第 4 項中「場合に限り」を「基準により」に改める。

別表第 1 の 1 ホールの利用料金の限度額の表備考 7 中「準備」を「練習、準備」に改める。

別表第 1 の 2 会議室・展示室等の利用料金の限度額の表の題名中「会議室・展示室等」を「多
目的室、会議室、展示室等」に改め、同表中

「

会 議 室	大 会 議 室	ロビ ー 3 階	240人（椅 子席のみ の収容定 員 は 360 人）	6, 600円	3, 840円	7, 700円	5, 160円	8, 800円	6, 360円
	第 1 会 議 室	ロビ ー 2 階	60人	2, 620円	—	3, 300円	—	3, 940円	—

を

」

「

多 目 的 室	マル チ ス ペー	ロビ ー 3 階	240人（椅 子席のみ の収容定	6, 600円	3, 840円	7, 700円	5, 160円	8, 800円	6, 360円
------------	-----------------	----------------	------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

	ス		員 は 360 人)							に、
会 議 室	第 1 会 議 室	ロビ ー 2 階	60人	2, 620円	—	3, 300円	—	3, 940円	—	

」

「

	第 3 会 議 室	ロビ ー 2 階	25人	1, 640円	—	1, 960円	—	2, 300円	—	
	第 4 会 議 室	ロビ ー 2 階	20人	1, 100円	—	1, 300円	—	1, 520円	—	
	第 5 会 議 室	ロビ ー 2 階	30 人 (和室21 畳)	1, 100円	—	1, 300円	—	1, 520円	—	を
	第 6 会 議 室	ロビ ー 2 階	30 人 (和室21 畳)	1, 100円	—	1, 300円	—	1, 520円	—	

」

「

	第 3 会 議 室	ロビ ー 2 階	25人	1, 640円	—	1, 960円	—	2, 300円	—	に、
--	-----------------	----------------	-----	---------	---	---------	---	---------	---	----

」

「

リハーサル 室	ロビ ー地 階	143m ²	1, 960円	—	2, 300円	—	2, 620円	—	を
------------	---------------	-------------------	---------	---	---------	---	---------	---	---

」

リハーサル室	ロビー 一階	143㎡	1,960円	—	2,300円	—	2,620円	—	に
練習室 1	ロビー 一階	30人	1,100円	—	1,300円	—	1,520円	—	
練習室 2	ロビー 一階	30人	1,100円	—	1,300円	—	1,520円	—	

改め、同表備考 4 中「準備」を「練習、準備」に、「大会議室」を「マルチスペース」に改める。

別表第 2 の 1 ホール等の利用料金の限度額の表中

	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 10 時 まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	を
--	------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------	---

	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで	に、
--	------------------	-------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	----

リハーサル室	1 時間につき 2,080 円	を
練習室（1 室につき）	1 時間につき 1,030 円	

リハーサル室	6,240 円	7,280 円	8,320 円	21,840 円
--------	---------	---------	---------	----------

練習室（１室につき）	3,090円	3,600円	4,120円	10,810円	に
------------	--------	--------	--------	---------	---

」

改め、同表備考１及び備考６（４）中「午後１０時」を「午後９時３０分」に改め、同表備考７中「ために」の次に「大ホール、小ホール及びギャラリーを」を加え、同表備考に次のように加える。

８ 利用料金の限度額に１０円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第２の２附属設備及び備品の利用料金の限度額の表備考を同表備考２とし、同表備考に１として次のように加える。

１ この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の利用料金の限度額は、類似する附属設備又は備品の金額に準じて算定した額とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の静岡市市民文化会館条例（以下「新条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

３ 新条例別表第１及び別表第２の規定に基づく静岡市市民文化会館及び静岡市清水文化会館の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

議案第 194 号

静岡市生涯学習施設条例等の一部改正について

静岡市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例

(静岡市生涯学習施設条例の一部改正)

第 1 条 静岡市生涯学習施設条例(平成20年静岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 施設使用料の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 静岡市葵生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	2,750 円	1,830 円	1,830 円	3,660 円	3,980 円	4,580 円	5,870 円	5,810 円	6,990 円	9,530 円
多目的 ホール 控室	330円	230円	230円	460円	510円	560円	750円	740円	880円	1,230 円
31集会 室	1,160 円	780円	780円	1,560 円	1,690 円	1,940 円	2,510 円	2,470 円	2,980 円	4,060 円
32集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,910 円
33集会 室	350円	240円	240円	480円	530円	590円	790円	770円	920円	1,290 円
多目的 室2	380円	270円	270円	530円	560円	650円	880円	830円	1,000 円	1,410 円
多目的 室3	1,170 円	790円	790円	1,570 円	1,700 円	1,960 円	2,530 円	2,490 円	3,000 円	4,090 円
小音楽 室	910円	610円	610円	1,220 円	1,320 円	1,520 円	1,910 円	1,930 円	2,310 円	3,130 円
大音楽 室	1,330 円	890円	890円	1,770 円	1,900 円	2,220 円	2,820 円	2,790 円	3,350 円	4,570 円

工作室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,640 円	1,870 円	2,400 円	2,390 円	2,870 円	3,900 円
和室1	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
和室2	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
和室3	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
和室4	340円	240円	240円	470円	510円	580円	770円	750円	890円	1,250 円
ギャラリー リー2	310円	210円	210円	420円	480円	520円	700円	690円	810円	1,150 円

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時30分 から午 後5時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時30分 から午 後9時 30分ま で	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	5,510 円	3,670 円	3,670 円	7,340 円	7,960 円	9,180 円	11,760 円	11,630 円	14,000 円	19,080 円
多目的 ホール 控室	690円	470円	470円	930円	1,030 円	1,160 円	1,510 円	1,500 円	1,770 円	2,470 円
31集会 室	2,340 円	1,570 円	1,570 円	3,130 円	3,400 円	3,910 円	5,040 円	4,970 円	5,990 円	8,120 円
32集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,360 円	2,300 円	2,720 円	3,840 円

33集会 室	730円	490円	490円	970円	1,070 円	1,220 円	1,600 円	1,560 円	1,850 円	2,590 円
多目的 室2	790円	540円	540円	1,070 円	1,140 円	1,330 円	1,770 円	1,680 円	2,020 円	2,820 円
多目的 室3	2,360 円	1,580 円	1,580 円	3,150 円	3,420 円	3,940 円	5,090 円	5,000 円	6,030 円	8,190 円
小音楽 室	1,830 円	1,230 円	1,230 円	2,450 円	2,640 円	3,060 円	3,840 円	3,870 円	4,650 円	6,270 円
大音楽 室	2,660 円	1,780 円	1,780 円	3,550 円	3,820 円	4,440 円	5,660 円	5,600 円	6,710 円	9,160 円
工作室	2,260 円	1,500 円	1,500 円	3,000 円	3,300 円	3,760 円	4,840 円	4,800 円	5,760 円	7,810 円
和室1	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
和室2	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
和室3	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
和室4	710円	480円	480円	950円	1,030 円	1,190 円	1,560 円	1,510 円	1,790 円	2,510 円
ギャラ リー2	640円	430円	430円	860円	970円	1,070 円	1,410 円	1,400 円	1,640 円	2,300 円

(2) 静岡市西部生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後5 時30分	午後6 時から 午後9 時30分	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分	午後3 時から 午後9 時30分	午後1 時から 午後9 時30分	午前9 時から 午後9 時30分

			30分まで	30分まで	30分まで	30分まで	30分まで	30分まで	30分まで	30分まで
多目的ホール	1,910円	1,280円	1,280円	2,560円	2,770円	3,190円	4,090円	4,050円	4,850円	6,610円
11集会室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170円	1,140円	1,360円	1,910円
12集会室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190円	1,150円	1,380円	1,940円
13集会室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190円	1,150円	1,380円	1,940円
21集会室	340円	240円	240円	470円	520円	580円	780円	760円	900円	1,260円
22集会室	350円	250円	250円	490円	530円	600円	800円	780円	930円	1,300円
23集会室	340円	240円	240円	470円	520円	580円	780円	760円	900円	1,260円
音楽室	560円	380円	380円	760円	800円	940円	1,230円	1,180円	1,420円	2,010円
和室	350円	240円	240円	480円	520円	590円	790円	760円	910円	1,280円
調理室	560円	380円	380円	760円	790円	940円	1,210円	1,170円	1,410円	1,990円
工作室	350円	240円	240円	480円	530円	590円	790円	770円	920円	1,290円
多目的室	760円	510円	510円	1,010円	1,100円	1,270円	1,620円	1,610円	1,960円	2,640円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・午後1	午前・午後	午後2・夜間	午後・夜間	全日
----	----	-----	-----	----	----	--------	-------	--------	-------	----

	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的 ホール	3,840 円	2,570 円	2,570 円	5,130 円	5,580 円	6,410 円	8,190 円	8,150 円	9,710 円	13,230 円
11 集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,360 円	2,300 円	2,720 円	3,840 円
12 集会 室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,580 円	1,870 円	2,400 円	2,330 円	2,760 円	3,890 円
13 集会 室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,580 円	1,870 円	2,400 円	2,330 円	2,760 円	3,890 円
21 集会 室	720円	480円	480円	960円	1,050 円	1,200 円	1,570 円	1,530 円	1,810 円	2,540 円
22 集会 室	740円	500円	500円	990円	1,070 円	1,240 円	1,630 円	1,570 円	1,870 円	2,620 円
23 集会 室	720円	480円	480円	960円	1,050 円	1,200 円	1,570 円	1,530 円	1,810 円	2,540 円
音楽室	1,150 円	780円	780円	1,550 円	1,620 円	1,930 円	2,490 円	2,400 円	2,840 円	4,020 円
和室	720円	490円	490円	970円	1,060 円	1,210 円	1,590 円	1,550 円	1,830 円	2,570 円
調理室	1,140 円	760円	760円	1,520 円	1,600 円	1,900 円	2,460 円	2,360 円	2,810 円	3,980 円
工作室	730円	490円	490円	980円	1,060 円	1,220 円	1,610 円	1,550 円	1,850 円	2,590 円
多目的 室	1,520 円	1,020 円	1,020 円	2,040 円	2,230 円	2,540 円	3,250 円	3,250 円	3,960 円	5,280 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(3) 静岡市東部生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	1,940 円	1,300 円	1,300 円	2,600 円	2,810 円	3,240 円	4,160 円	4,110 円	4,930 円	6,720 円
11集会 室	530円	360円	360円	720円	760円	890円	1,150 円	1,120 円	1,340 円	1,880 円
12集会 室	780円	520円	520円	1,040 円	1,130 円	1,300 円	1,670 円	1,650 円	2,030 円	2,720 円
21集会 室	550円	380円	380円	750円	790円	930円	1,200 円	1,170 円	1,400 円	1,960 円
22集会 室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190 円	1,150 円	1,380 円	1,940 円
23集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,920 円
工作室	530円	360円	360円	710円	750円	890円	1,140 円	1,110 円	1,320 円	1,860 円
音楽室	780円	520円	520円	1,040 円	1,130 円	1,300 円	1,670 円	1,650 円	2,030 円	2,720 円
多目的 室1	740円	500円	500円	1,000 円	1,080 円	1,240 円	1,590 円	1,580 円	1,940 円	2,590 円
多目的	720円	480円	480円	960円	1,050 円	1,200 円	1,520 円	1,530 円	1,870 円	2,500 円

室 2					円	円	円	円	円	円
和室 1	340円	240円	240円	470円	510円	580円	770円	750円	890円	1,250円
和室 2	340円	240円	240円	470円	510円	580円	770円	750円	890円	1,250円
調理室	580円	390円	390円	780円	820円	970円	1,260円	1,210円	1,460円	2,060円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的 ホール	3,900 円	2,610 円	2,610 円	5,210 円	5,650 円	6,510 円	8,330 円	8,260 円	9,870 円	13,450 円
11 集会 室	1,070 円	730円	730円	1,450 円	1,540 円	1,800 円	2,320 円	2,270 円	2,680 円	3,780 円
12 集会 室	1,580 円	1,050 円	1,050 円	2,100 円	2,280 円	2,630 円	3,370 円	3,330 円	4,070 円	5,440 円
21 集会 室	1,120 円	760円	760円	1,510 円	1,600 円	1,880 円	2,430 円	2,360 円	2,800 円	3,940 円
22 集会 室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,580 円	1,870 円	2,400 円	2,330 円	2,760 円	3,900 円
23 集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,370 円	2,300 円	2,730 円	3,850 円
工作室	1,070 円	720円	720円	1,430 円	1,510 円	1,790 円	2,300 円	2,230 円	2,640 円	3,740 円

	円			円	円	円	円	円	円	円
音楽室	1,580	1,050	1,050	2,100	2,280	2,630	3,370	3,330	4,070	5,440
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
多目的 室1	1,500	1,010	1,010	2,010	2,200	2,510	3,200	3,210	3,890	5,190
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
多目的 室2	1,450	970円	970円	1,930	2,130	2,420	3,080	3,100	3,760	4,990
	円			円	円	円	円	円	円	円
和室1	710円	480円	480円	950円	1,030	1,190	1,560	1,510	1,790	2,510
					円	円	円	円	円	円
和室2	710円	480円	480円	950円	1,030	1,190	1,560	1,510	1,790	2,510
					円	円	円	円	円	円
調理室	1,180	790円	790円	1,580	1,660	1,970	2,550	2,450	2,930	4,130
	円			円	円	円	円	円	円	円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(4) 静岡市北部生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで で	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで で	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	1,930 円	1,290 円	1,290 円	2,580 円	2,790 円	3,220 円	4,130 円	4,080 円	4,890 円	6,670 円
工作室	530円	360円	360円	720円	760円	890円	1,150 円	1,120 円	1,340 円	1,880 円
音楽室	770円	520円	520円	1,030 円	1,120 円	1,290 円	1,650 円	1,640 円	2,010 円	2,690 円

21 集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,910 円
22 集会 室	350円	240円	240円	480円	530円	590円	790円	770円	920円	1,290 円
23 集会 室	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
24 集会 室	770円	520円	520円	1,030 円	1,120 円	1,290 円	1,650 円	1,640 円	2,010 円	2,690 円
和室1	350円	240円	240円	480円	520円	590円	790円	760円	910円	1,280 円
和室2	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
調理室	600円	410円	410円	810円	840円	1,010 円	1,320 円	1,250 円	1,510 円	2,130 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	3,880 円	2,590 円	2,590 円	5,170 円	5,610 円	6,470 円	8,270 円	8,200 円	9,790 円	13,340 円
工作室	1,070 円	730円	730円	1,450 円	1,540 円	1,800 円	2,320 円	2,270 円	2,680 円	3,780 円
音楽室	1,560 円	1,040 円	1,040 円	2,080 円	2,260 円	2,600 円	3,330 円	3,300 円	4,030 円	5,380 円

21 集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,360 円	2,300 円	2,720 円	3,840 円
22 集会 室	730円	490円	490円	970円	1,070 円	1,220 円	1,600 円	1,560 円	1,850 円	2,590 円
23 集会 室	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
24 集会 室	1,560 円	1,040 円	1,040 円	2,080 円	2,260 円	2,600 円	3,330 円	3,300 円	4,030 円	5,380 円
和室1	730円	490円	490円	970円	1,050 円	1,220 円	1,600 円	1,540 円	1,830 円	2,570 円
和室2	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
調理室	1,220 円	820円	820円	1,640 円	1,700 円	2,040 円	2,660 円	2,520 円	3,030 円	4,280 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(5) 静岡市藁科生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	2,020 円	1,350 円	1,350 円	2,700 円	2,900 円	3,370 円	4,330 円	4,250 円	5,110 円	6,970 円
音楽室	720円	480円	480円	960円	1,050 円	1,200 円	1,520 円	1,530 円	1,870 円	2,500 円
21集会	780円	520円	520円	1,040	1,130	1,300	1,670	1,650	2,030	2,720

室				円	円	円	円	円	円	円
22 集会 室	520円	360円	360円	710円	750円	880円	1,130 円	1,110 円	1,320 円	1,850 円
和室 1	330円	230円	230円	450円	500円	560円	740円	730円	850円	1,210 円
和室 2	330円	230円	230円	460円	500円	560円	750円	730円	860円	1,220 円
調理室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190 円	1,150 円	1,380 円	1,940 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的 ホール	4,050 円	2,700 円	2,700 円	5,400 円	5,820 円	6,750 円	8,670 円	8,520 円	10,230 円	13,950 円
音楽室	1,450 円	970円	970円	1,930 円	2,130 円	2,420 円	3,080 円	3,100 円	3,760 円	5,000 円
21 集会 室	1,580 円	1,050 円	1,050 円	2,100 円	2,280 円	2,630 円	3,370 円	3,330 円	4,070 円	5,440 円
22 集会 室	1,050 円	720円	720円	1,430 円	1,510 円	1,770 円	2,280 円	2,230 円	2,640 円	3,710 円
和室 1	690円	460円	460円	910円	1,010 円	1,150 円	1,490 円	1,470 円	1,720 円	2,430 円
和室 2	690円	470円	470円	930円	1,010 円	1,160 円	1,510 円	1,480 円	1,740 円	2,450 円

					円	円	円	円	円	円
調理室	1,120	750円	750円	1,490	1,580	1,870	2,400	2,330	2,760	3,900
	円			円	円	円	円	円	円	円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(6) 静岡市西奈生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	2,400 円	1,610 円	1,610 円	3,210 円	3,470 円	4,010 円	5,190 円	5,080 円	6,140 円	8,340 円
21集会 室	770円	520円	520円	1,030 円	1,120 円	1,290 円	1,650 円	1,640 円	2,010 円	2,690 円
22集会 室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190 円	1,150 円	1,380 円	1,940 円
多目的 室	740円	500円	500円	990円	1,070 円	1,240 円	1,580 円	1,570 円	1,920 円	2,570 円
和室1	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
和室2	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
調理室	580円	390円	390円	780円	820円	970円	1,260 円	1,210 円	1,460 円	2,060 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的 ホール	4,820 円	3,220 円	3,220 円	6,440 円	6,950 円	8,040 円	10,400 円	10,170 円	12,300 円	16,700 円
21 集会 室	1,560 円	1,040 円	1,040 円	2,080 円	2,260 円	2,600 円	3,330 円	3,300 円	4,030 円	5,380 円
22 集会 室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,580 円	1,870 円	2,400 円	2,330 円	2,760 円	3,900 円
多目的 室	1,490 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	2,170 円	2,490 円	3,180 円	3,170 円	3,860 円	5,150 円
和室 1	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
和室 2	710円	480円	480円	950円	1,050 円	1,190 円	1,560 円	1,530 円	1,810 円	2,530 円
調理室	1,180 円	790円	790円	1,580 円	1,660 円	1,970 円	2,550 円	2,450 円	2,930 円	4,130 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(7) 静岡市南部生涯学習センター使用料

ア 第 8 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで

	で	時まで	後 5 時 30 分まで	時 30 分 まで	時 30 分 まで	時まで	時 30 分 まで	後 9 時 30 分まで	時 30 分 まで	時 30 分 まで
多目的 ホール	1,890 円	1,270 円	1,270 円	2,530 円	2,750 円	3,160 円	4,040 円	4,020 円	4,790 円	6,530 円
21 集会 室	530円	360円	360円	720円	760円	890円	1,150 円	1,120 円	1,340 円	1,880 円
31 集会 室	760円	510円	510円	1,020 円	1,110 円	1,270 円	1,630 円	1,620 円	1,990 円	2,660 円
41 集会 室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190 円	1,150 円	1,380 円	1,940 円
42 集会 室	330円	230円	230円	460円	510円	560円	750円	740円	880円	1,230 円
和室 1	350円	240円	240円	480円	530円	590円	790円	770円	920円	1,290 円
和室 2	340円	240円	240円	470円	510円	580円	770円	750円	890円	1,250 円
音楽室	740円	500円	500円	990円	1,070 円	1,240 円	1,580 円	1,570 円	1,920 円	2,570 円
調理室	580円	400円	400円	790円	820円	980円	1,270 円	1,220 円	1,470 円	2,070 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで

			で					で		
多目的 ホール	3,800 円	2,540 円	2,540 円	5,070 円	5,530 円	6,340 円	8,080 円	8,070 円	9,600 円	13,070 円
21集会 室	1,070 円	730円	730円	1,450 円	1,540 円	1,800 円	2,320 円	2,270 円	2,680 円	3,780 円
31集会 室	1,540 円	1,030 円	1,030 円	2,060 円	2,240 円	2,570 円	3,280 円	3,270 円	3,990 円	5,320 円
41集会 室	1,120 円	750円	750円	1,490 円	1,580 円	1,870 円	2,400 円	2,330 円	2,760 円	3,900 円
42集会 室	690円	470円	470円	930円	1,030 円	1,160 円	1,510 円	1,500 円	1,770 円	2,470 円
和室1	730円	490円	490円	970円	1,070 円	1,220 円	1,600 円	1,560 円	1,850 円	2,590 円
和室2	710円	480円	480円	950円	1,030 円	1,190 円	1,560 円	1,510 円	1,790 円	2,510 円
音楽室	1,490 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	2,170 円	2,490 円	3,180 円	3,170 円	3,860 円	5,150 円
調理室	1,180 円	800円	800円	1,600 円	1,660 円	1,980 円	2,570 円	2,460 円	2,950 円	4,150 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(8) 静岡市長田生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時30分 から5時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時30分 から9時 30分ま で	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで

多目的 ホール	1,930 円	1,300 円	1,300 円	2,590 円	2,800 円	3,230 円	4,140 円	4,100 円	4,910 円	6,690 円
21 集会 室	780円	520円	520円	1,040 円	1,130 円	1,300 円	1,670 円	1,650 円	2,030 円	2,720 円
22 集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,910 円
23 集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,910 円
31 集会 室	550円	380円	380円	750円	790円	930円	1,200 円	1,170 円	1,400 円	1,960 円
和室 1	350円	240円	240円	480円	520円	590円	790円	760円	910円	1,280 円
和室 2	350円	240円	240円	480円	520円	590円	790円	760円	910円	1,280 円
多目的 室	780円	530円	530円	1,050 円	1,130 円	1,310 円	1,680 円	1,660 円	2,040 円	2,730 円
調理室	600円	410円	410円	810円	840円	1,010 円	1,320 円	1,250 円	1,510 円	2,130 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から 5 時 30 分ま まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分 から 9 時 30 分ま まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
多目的 ホール	3,880 円	2,600 円	2,600 円	5,190 円	5,630 円	6,480 円	8,290 円	8,230 円	9,830 円	13,380 円

21集会 室	1,580 円	1,050 円	1,050 円	2,100 円	2,280 円	2,630 円	3,370 円	3,330 円	4,070 円	5,440 円
22集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,360 円	2,300 円	2,720 円	3,840 円
23集会 室	1,100 円	740円	740円	1,470 円	1,560 円	1,840 円	2,360 円	2,300 円	2,720 円	3,840 円
31集会 室	1,120 円	760円	760円	1,510 円	1,600 円	1,880 円	2,430 円	2,360 円	2,800 円	3,940 円
和室1	730円	490円	490円	970円	1,050 円	1,220 円	1,600 円	1,540 円	1,830 円	2,570 円
和室2	730円	490円	490円	970円	1,050 円	1,220 円	1,600 円	1,540 円	1,830 円	2,570 円
多目的 室	1,580 円	1,060 円	1,060 円	2,120 円	2,280 円	2,640 円	3,390 円	3,340 円	4,090 円	5,460 円
調理室	1,220 円	820円	820円	1,640 円	1,700 円	2,040 円	2,660 円	2,520 円	3,030 円	4,280 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(9) 静岡市大里生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで で	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで で	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
多目的 ホール	2,390 円	1,600 円	1,600 円	3,190 円	3,450 円	3,990 円	5,160 円	5,050 円	6,100 円	8,290 円
21集会	1,130	760円	760円	1,510	1,660	1,890	2,440	2,420	2,910	3,960

室	円			円	円	円	円	円	円	円
22集会室	540円	360円	360円	720円	760円	900円	1,160円	1,120円	1,340円	1,890円
多目的室	560円	380円	380円	760円	800円	940円	1,220円	1,180円	1,420円	2,000円
工作室	750円	500円	500円	1,000円	1,100円	1,250円	1,600円	1,600円	1,950円	2,610円
和室1	370円	250円	250円	500円	550円	620円	830円	800円	960円	1,360円
和室2	370円	250円	250円	500円	550円	620円	830円	800円	960円	1,360円
調理室	820円	550円	550円	1,100円	1,170円	1,370円	1,770円	1,720円	2,120円	2,860円
音楽室	770円	520円	520円	1,030円	1,120円	1,290円	1,650円	1,640円	2,010円	2,690円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・午後1	午前・午後	午後2・夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時30分まで	午後3時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的ホール	4,800円	3,200円	3,200円	6,400円	6,910円	8,000円	10,340円	10,110円	12,220円	16,600円
21集会室	2,280円	1,520円	1,520円	3,040円	3,340円	3,800円	4,900円	4,860円	5,840円	7,920円
22集会室	1,100円	730円	730円	1,450円	1,540円	1,830円	2,340円	2,270円	2,680円	3,800円

室	円			円	円	円	円	円	円	円
多目的室	1,140円	770円	770円	1,540円	1,620円	1,910円	2,470円	2,390円	2,840円	4,010円
工作室	1,510円	1,010円	1,010円	2,020円	2,220円	2,520円	3,220円	3,230円	3,920円	5,230円
和室1	770円	510円	510円	1,010円	1,120円	1,280円	1,680円	1,630円	1,930円	2,720円
和室2	770円	510円	510円	1,010円	1,120円	1,280円	1,680円	1,630円	1,930円	2,720円
調理室	1,660円	1,110円	1,110円	2,210円	2,360円	2,770円	3,560円	3,470円	4,260円	5,720円
音楽室	1,560円	1,040円	1,040円	2,080円	2,260円	2,600円	3,330円	3,300円	4,030円	5,380円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(10) 静岡市駿河生涯学習センター使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後5時30分まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後3時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後3時から 午後9時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
多目的ホール	1,990円	1,310円	1,310円	2,610円	2,300円	3,300円	4,190円	3,610円	4,500円	6,280円
音楽室	620円	370円	370円	730円	730円	990円	1,250円	1,100円	1,360円	1,880円
31集会室	1,040円	680円	680円	1,360円	1,150円	1,720円	2,200円	1,830円	2,300円	3,240円

32集会室	620円	370円	370円	730円	730円	990円	1,250円	1,100円	1,360円	1,880円
和室3	200円	160円	160円	310円	200円	360円	410円	360円	410円	620円
和室4	200円	160円	160円	310円	200円	360円	410円	360円	410円	620円
調理室	620円	420円	420円	830円	730円	1,040円	1,360円	1,150円	1,460円	1,990円
こども室	620円	370円	370円	730円	730円	990円	1,250円	1,100円	1,360円	1,880円
和室1					410円					
和室2					410円					
11集会室					410円					
12集会室					620円					
13集会室					830円					
工作室					410円					

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・午後1	午前・午後	午後2・夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時30分まで	午後3時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的ホール	3,980円	2,620円	2,620円	5,230円	4,600円	6,600円	8,380円	7,220円	9,000円	12,570円
音楽室	1,250円	730円	730円	1,460円	1,460円	1,980円	2,510円	2,190円	2,720円	3,770円

	円			円	円	円	円	円	円	円
31 集会 室	2,090 円	1,360 円	1,360 円	2,720 円	2,300 円	3,450 円	4,400 円	3,660 円	4,600 円	6,490 円
32 集会 室	1,250 円	730円	730円	1,460 円	1,460 円	1,980 円	2,510 円	2,190 円	2,720 円	3,770 円
和室3	410円	310円	310円	620円	410円	720円	830円	720円	830円	1,250 円
和室4	410円	310円	310円	620円	410円	720円	830円	720円	830円	1,250 円
調理室	1,250 円	840円	840円	1,670 円	1,460 円	2,090 円	2,720 円	2,300 円	2,930 円	3,980 円
こども 室	1,250 円	730円	730円	1,460 円	1,460 円	1,980 円	2,510 円	2,190 円	2,720 円	3,770 円
和室1					830円					
和室2					830円					
11 集会 室					830円					
12 集会 室					1,250 円					
13 集会 室					1,670 円					
工作室					830円					

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(11) 静岡市北部生涯学習センター美和分館使用料

ア 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま	午後1 時から 午後3	午後2 時から 午後3 30分	午後1 時から 午後5	午後6 時から 午後9	午前9 時から 午後3	午前9 時から 午後5	午後3 時から 午後5	午後1 時から 午後9	午前9 時から 午後9

	で	時まで	後 5 時 30 分まで	時 30 分 まで	時 30 分 まで	時まで	時 30 分 まで	後 9 時 30 分まで	時 30 分 まで	時 30 分 まで
11 集会 室	540円	370円	370円	730円	770円	910円	1,170 円	1,140 円	1,360 円	1,910 円
21 集会 室	550円	380円	380円	750円	780円	930円	1,200 円	1,160 円	1,390 円	1,950 円
22 集会 室	1,160 円	780円	780円	1,560 円	1,690 円	1,940 円	2,510 円	2,470 円	2,980 円	4,060 円
23 集会 室	780円	530円	530円	1,050 円	1,130 円	1,310 円	1,680 円	1,660 円	2,040 円	2,730 円
24 集会 室	1,130 円	760円	760円	1,510 円	1,660 円	1,890 円	2,440 円	2,420 円	2,910 円	3,960 円
和室 1	350円	250円	250円	490円	530円	600円	800円	780円	930円	1,300 円
和室 2	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
調理室	540円	360円	360円	720円	760円	900円	1,160 円	1,120 円	1,340 円	1,890 円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

イ その他の場合の使用料

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から 午 後 5 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分 から 午 後 9 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
11 集会	1,100	740円	740円	1,470	1,560	1,840	2,360	2,300	2,720	3,840

室	円			円	円	円	円	円	円	円
21 集会	1,120	760円	760円	1,510	1,580	1,880	2,430	2,340	2,780	3,920
室	円			円	円	円	円	円	円	円
22 集会	2,340	1,570	1,570	3,130	3,400	3,910	5,040	4,970	5,990	8,120
室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23 集会	1,580	1,060	1,060	2,120	2,280	2,640	3,390	3,340	4,090	5,460
室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
24 集会	2,280	1,520	1,520	3,040	3,340	3,800	4,900	4,860	5,840	7,920
室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
和室 1	730円	500円	500円	990円	1,070	1,230	1,620	1,570	1,870	2,610
					円	円	円	円	円	円
和室 2	710円	480円	480円	950円	1,050	1,190	1,560	1,530	1,810	2,530
					円	円	円	円	円	円
調理室	1,100	730円	730円	1,450	1,540	1,830	2,340	2,270	2,680	3,800
	円			円	円	円	円	円	円	円

備考 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

別表第1の2特殊器具等使用料の表備考1中「4時間」を「4時間30分」に改める。
別表第2の1交流館使用料の表を次のように改める。

1 交流館使用料

(1) 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料

区分	面積	午前	午後1	午後2	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
集会室	50m ² 未満	270円	220円	220円	440円	550円
他の室（静岡県市興津生涯学習交流館多目的ホールを除く。）	50m ² 以上	440円	360円	360円	710円	930円
	70m ² 未満					
	70m ² 以上	660円	520円	520円	1,040円	1,370円
	100m ² 未満					
	100m ² 以上	880円	690円	690円	1,370円	1,650円
	150m ² 未満					
	150m ² 以上	1,430円	1,100円	1,100円	2,200円	2,750円
静岡県市興津生涯学習交流館多目的ホール	538m ²	3,300円	2,200円	2,200円	4,400円	4,950円

備考

- 1 大河内生涯学習交流館等にあつては、区分のうち午後2を午後3時から午後5時までとし、午後を午後1時から午後5時までとする。
- 2 各時間帯を超えて利用するときは、各時間帯の使用料の合計額とする。
- 3 和室を利用するときは、上記使用料の2割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 4 静岡県市興津生涯学習交流館多目的ホールの一部を占有して利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料は、当該使用料の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 蒲原生涯学習交流館及び由比生涯学習交流館の多目的ホールを構成する舞台及び客席は、それぞれ別の室とみなしてこの表を適用する。

6 特に光熱を必要とするときは、実費を徴収する。

(2) その他の場合の使用料

区分	面積	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
集会室その他	50m ² 未満	550円	440円	440円	880円	1,100円
生涯学習交流館多目的ホールを除く。)	50m ² 以上	880円	720円	720円	1,430円	1,870円
	70m ² 未満					
	70m ² 以上	1,320円	1,050円	1,050円	2,090円	2,750円
	100m ² 未満					
)	100m ² 以上	1,760円	1,380円	1,380円	2,750円	3,300円
	150m ² 未満					
	150m ² 以上	2,860円	2,200円	2,200円	4,400円	5,500円
静岡市興津生涯学習交流館多目的ホール	538m ²	6,600円	4,400円	4,400円	8,800円	9,900円

備考

- 1 大河内生涯学習交流館等にあつては、区分のうち午後 2 を午後 3 時から午後 5 時までとし、午後を午後 1 時から午後 5 時までとする。
- 2 各時間帯を超えて利用するときは、各時間帯の使用料の合計額とする。
- 3 和室を利用するときは、上記使用料の 2 割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 4 静岡市興津生涯学習交流館多目的ホールの一部を占有して利用する場合において、その利用面積が 2 分の 1 に満たないときの使用料は、当該使用料の 2 分の 1 の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 蒲原生涯学習交流館及び由比生涯学習交流館の多目的ホールを構成する舞台及び客席は、それぞれ別の室とみなしてこの表を適用する。

6 特に光熱を必要とするときは、実費を徴収する。

別表第2の2特殊器具等使用料の表備考1中「4時間」を「4時間30分」に改める。

(静岡市女性会館条例の一部改正)

第2条 静岡市女性会館条例（平成15年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

施設使用料

（1）第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・ 午後1	午前・ 午後	午後2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後3 時まで	午前9 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後9 時30分 まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
11集会 室	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
12集会 室	350円	240円	240円	480円	520円	590円	790円	760円	910円	1,280 円
21集会 室	330円	230円	230円	460円	500円	560円	750円	730円	860円	1,220 円
22集会 室	340円	240円	240円	470円	520円	580円	770円	760円	900円	1,260 円
41集会 室	750円	510円	510円	1,010 円	1,100 円	1,260 円	1,610 円	1,610 円	1,960 円	2,620 円
42集会 室	380円	260円	260円	520円	560円	640円	860円	820円	990円	1,400 円
43集会 室	350円	240円	240円	480円	530円	590円	790円	770円	920円	1,290 円
44集会 室										
45集会 室	550円	370円	370円	740円	780円	920円	1,190 円	1,150 円	1,380 円	1,940 円
46集会	1,170	790円	790円	1,570	1,700	1,960	2,530	2,490	3,000	4,090

室	円			円	円	円	円	円	円	円
子ども室	570円	390円	390円	770円	800円	960円	1,240円	1,190円	1,430円	2,020円
ギャラリー1	310円	210円	210円	420円	480円	520円	700円	690円	810円	1,150円
多目的室1	740円	500円	500円	1,000円	1,080円	1,240円	1,590円	1,580円	1,940円	2,590円
調理室	820円	550円	550円	1,100円	1,170円	1,370円	1,770円	1,720円	2,120円	2,860円
茶室	530円	360円	360円	720円	760円	890円	1,150円	1,120円	1,340円	1,880円

備考

- 1 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

(2) その他の場合の使用料

室名	午前	午後1	午後2	午後	夜間	午前・午後1	午前・午後	午後2・夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時30分まで	午後3時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
11集会室	710円	480円	480円	950円	1,050円	1,190円	1,560円	1,530円	1,810円	2,530円
12集会室	730円	490円	490円	970円	1,050円	1,220円	1,600円	1,540円	1,830円	2,570円
21集会室	690円	470円	470円	930円	1,010円	1,160円	1,510円	1,480円	1,740円	2,450円

室					円	円	円	円	円	円
22集会室	710円	480円	480円	950円	1,050円	1,190円	1,560円	1,530円	1,810円	2,530円
41集会室	1,510円	1,020円	1,020円	2,040円	2,220円	2,530円	3,240円	3,240円	3,940円	5,250円
42集会室	790円	530円	530円	1,050円	1,140円	1,320円	1,740円	1,670円	2,000円	2,800円
43集会室	730円	490円	490円	970円	1,070円	1,220円	1,600円	1,560円	1,850円	2,590円
44集会室										
45集会室	1,120円	750円	750円	1,490円	1,580円	1,870円	2,400円	2,330円	2,760円	3,900円
46集会室	2,360円	1,580円	1,580円	3,150円	3,420円	3,940円	5,090円	5,000円	6,030円	8,190円
子ども室	1,160円	780円	780円	1,560円	1,620円	1,940円	2,510円	2,400円	2,870円	4,050円
ギャラリー1	640円	430円	430円	860円	970円	1,070円	1,410円	1,400円	1,640円	2,300円
多目的室1	1,490円	1,010円	1,010円	2,020円	2,200円	2,500円	3,200円	3,210円	3,900円	5,190円
調理室	1,660円	1,110円	1,110円	2,210円	2,360円	2,770円	3,560円	3,470円	4,260円	5,720円
茶室	1,070円	730円	730円	1,450円	1,540円	1,800円	2,320円	2,270円	2,680円	3,780円

備考

- 1 調理室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

別表第2の備考1中「4時間」を「4時間30分」に改める。

(静岡市市民活動センター条例の一部改正)

第3条 静岡市市民活動センター条例（平成18年静岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「市民活動のため」を「センター」に改める。

第4条中「第2会議室」を「第2集会室」に改める。

第6条の見出し中「事務ブース等」を「事務ブース、貸事務室及びロッカー」に改め、同条中「センターの施設のうち次の各号に掲げる施設」を「事務ブース、貸事務室及びロッカー」に、「当該各号に掲げる」を「市民活動を行う団体で、本市の区域内において主な活動を行う」に改め、同条各号を削る。

第7条第1項中「前条各号に掲げる施設」を「事務ブース、貸事務室、ロッカー及び集会室」に改める。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。

第25条を第26条とし、第18条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「会議室」を「集会室」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(集会室の優先利用)

第10条 集会室を利用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合には規則で定めるところにより、集会室を優先して利用することができる。

- (1) 市民活動を行う団体又は個人

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるもの。

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表 1 静岡市番町市民活動センター(2) 会議室使用料の表を次のように改める。

(2) 集会室使用料

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の開館日

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・ 午後 1	午前・ 午後	午後 2 ・夜間	午後・ 夜間	全日
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 3 時まで	午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 3 時から 午後 9 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
大集会室	1, 250 円	840円	840円	1, 670 円	1, 880 円	2, 090 円	2, 720 円	2, 720 円	3, 140 円	4, 600 円
中集会室	620円	420円	420円	830円	940円	1, 040 円	1, 360 円	1, 360 円	1, 570 円	2, 300 円
小集会室	310円	210円	210円	410円	470円	520円	680円	680円	780円	1, 150 円

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	午前・午後 1	全日
	午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 3 時 まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時まで	午後 1 時か ら午後 6 時 まで	午前 9 時か ら午後 3 時 まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
大集会室	1, 250円	930円	1, 170円	2, 090円	2, 180円	3, 140円
中集会室	620円	470円	580円	1, 040円	1, 090円	1, 570円
小集会室	310円	240円	290円	520円	550円	780円

別表2 静岡市清水市民活動センター（2）会議室使用料の表を次のように改める。

(2) 集会室使用料

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の開館日

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	夜間	午前・午後 1	午前・午後	午後 2・夜間	午後・夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 3 時まで	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 3 時から午後 9 時 30 分まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
第 1 集会室	620円	420円	420円	830円	940円	1,040円	1,360円	1,360円	1,570円	2,300円
第 2 集会室	620円	420円	420円	830円	940円	1,040円	1,360円	1,360円	1,570円	2,300円

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

室名	午前	午後 1	午後 2	午後	午前・午後 1	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午前 9 時から午後 3 時まで	午前 9 時から午後 6 時まで
第 1 集会室	620円	470円	580円	1,040円	1,090円	1,570円
第 2 集会室	620円	470円	580円	1,040円	1,090円	1,570円

(静岡市都市山村交流センター条例の一部改正)

第4条 静岡市都市山村交流センター条例(平成15年静岡市条例第350号)の一部を次のように改正する。

第3条中「都市住民と中山間地域住民の交流を図るため」を「交流センター」に改める。

別表1 施設使用料の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 静岡市藁科都市山村交流センター

室名	午前	午後1	午後2	午後	午前・午後 1	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時まで
多目的室	1,000円	670円	670円	1,340円	1,670円	2,350円
集会室	1,000円	670円	670円	1,340円	1,670円	2,350円
多目的ホール	2,010円	1,340円	1,340円	2,680円	3,350円	4,700円

(2) 静岡市賤機都市山村交流センター

室名	午前	午後1	午後2	午後	午前・午後 1	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後5時まで
集会室	1,150円	760円	760円	1,520円	1,910円	2,680円
調理室	490円	340円	340円	670円	830円	1,170円
多目的ホール	2,010円	1,340円	1,340円	2,680円	3,350円	4,700円
多目的室	2,010円	1,340円	1,340円	2,680円	3,350円	4,700円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市生涯学習施設条例、静岡市女性会館条例、静岡市市民活動センター条例及び静岡市都市山村交流センター条例（以下これらを「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の静岡市生涯学習施設条例、静岡市女性会館条例、静岡市市民活動センター条例及び静岡市都市山村交流センター条例の使用料に関する規定に基づいた区分で施行日前に行われた申請及び許可は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行前の準備)

- 4 新条例の規定に基づく各施設及び設備の利用に係る必要な許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16条の改正規定の次に次のように加える。

別表第1中「520円」を「600円」に、「310円」を「300円」に、「130円」を「100円」に、「410円」を「480円」に、「250円」を「240円」に、「100円」を「80円」に改める。

第2条中別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に改め、「特別観覧料」の次に「の限度額」を加え、「2,090円」を「2,400円」に、「1,040円」を「1,200円」に、「3,140円」を「3,600円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市歴史博物館条例の一部改正について

静岡市歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市歴史博物館条例の一部を改正する条例

静岡市歴史博物館条例（令和 3 年静岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「第25条」を「第21条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表第 1 に定める」を「第21条第 2 項の」に、「前納しなければ」を「指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項本文」を「前項」に改める。

第 8 条及び第 9 条を削り、第10条を第 8 条とする。

第11条第 1 項中「第23条各号」を「第19条各号」に改め、同条を第 9 条とし、第12条から第 15 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第16条中「別表第 2 に定める」を「第21条第 2 項の」に、「第13条第 1 項」を「第11条第 1 項」に、「別表第 3 に定める使用料を前納しなければ」を「第21条第 2 項の利用料を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」に改め、同条ただし書を削り、同条を第 14 条とする。

第17条及び第18条を削り、第19条を第15条とし、第20条を第16条とする。

第21条第 2 号中「第13条第 2 項」を「第11条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第14条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第17条とし、第22条から第24条までを 4 条ずつ繰り上げる。

第25条に次の 4 項を加え、同条を第21条とし、第26条から第31条までを 4 条ずつ繰り上げる。

2 市長は、博物館の歴史資料の観覧に係る観覧料、特別観覧に係る特別観覧料及び講座室の利用料（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が、別表第 1 から別表第 3 までに定める額の範囲内において、あ

らかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第7条関係」を「第21条関係」に、「金額」を「観覧料の限度額」に改め、「を限度として市長が定める額」を削る。

別表第2中「第16条関係」を「第21条関係」に、「特別観覧料」を「特別観覧料の限度額」に改める。

別表第3中「第16条関係」を「第21条関係」に改め、同表の表中「使用料」を「利用料の限度額」に改め、同表備考1及び2中「使用料の額」を「利用料の限度額」に改め、同表備考4中「使用料」を「利用料の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後の期間に係る改正後の静岡市歴史博物館条例の規定に基づく利用料金の設定、特別観覧及び講座室の利用の許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表中「6,280円」を「9,000円」に、「4,400円」を「6,500円」に、「10,470円」を「15,000円」に、「4,190円」を「6,000円」に、「2,940円」を「4,500円」に改め、同表の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表中「3,140円」を「4,500円」に、「6,280円」を「9,000円」に、「2,200円」を「3,000円」に、「4,400円」を「6,000円」に、「15,700円」を「22,500円」に、「31,400円」を「45,000円」に、「1,040円」を「1,500円」に、「2,080円」を「3,000円」に、「730円」を「1,000円」に、「1,460円」を「2,000円」に、「5,200円」を「7,500円」に、「10,400円」を「15,000円」に改め、同表の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表備考以外の部分を次のように改める。

3 トレーニング施設の利用料金の限度額

区分			金額
トレーニングルーム	一般	1回券	600円
		定期券（1月券）	5,000円
		回数券（12回券）	6,000円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	300円
		定期券（1月券）	2,500円
		回数券（12回券）	3,000円
クアプール	一般	1回券	600円
		定期券（1月券）	5,000円

		回数券（12回券）	6,000円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	300円
		定期券（1月券）	2,500円
		回数券（12回券）	3,000円
トレーニングルーム 及びクアプール共通	一般	1回券	1,000円
		定期券（1月券）	8,000円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	500円
		定期券（1月券）	4,000円
フィットネスルーム			1時間につき3,000円
ウェイトリフティング練習場			1時間につき1,500円
大会議室			1時間につき3,000円
中会議室			1時間につき2,000円
小会議室1			1時間につき1,000円
小会議室2			1時間につき1,000円
小会議室3			1時間につき1,000円

別表第2中「6,280円」を「9,000円」に、「3,140円」を「4,500円」に、「3,660円」を「5,500円」に改め、同表備考2中「3,140円」を「4,500円」に改め、同備考3中「1,050円」を「1,500円」に改め、同備考4中「1,050円」を「1,500円」に、「520円」を「700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券又は定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して静岡市清水ナショナルトレーニングセンターを利用する場合は、新条例別表第1の規定にかかわらず、当該回数券又は定期券の有効期限は、施行日の前日までの間とする。

ングセンターを利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市立清水病院条例の一部改正について

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院条例（平成15年静岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを次のように改める。

（病院の構成）

第2条 病院は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）入院及び診療に関する施設
- （2）駐車場
- （3）前2号に附帯する施設

（受付時間等）

第3条 病院の受付時間、診療時間及び休診日並びに駐車場の入出場時間（次項において「受付時間等」という。）は、次のとおりとする。

- （1）病院の受付時間、診療時間及び休診日 次のアからウまでに定める時間及び日。ただし、急を要するときは、この限りでない。

ア 受付時間 午前8時から午後3時30分まで

イ 診療時間 午前8時30分から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

ウ 休診日 日曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び12月29日から1月3日までの日

- （2）駐車場の入出場時間 終日（午前零時から午後12時までをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の規定による指定を受けて病院の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て受付時間等を変更することができる。

（車両制限）

第4条 駐車場に駐車することのできる自動車は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち規則で定めるものに限るものとする。

(入院等の拒否等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入院若しくは駐車場の利用を拒否し、又は退院若しくは退去を命じることができる。

- (1) 入院者定員に達したとき。
- (2) 入院又は在院を不適當と認めるとき。
- (3) 病院への来院が目的でない者が駐車場を利用するとき。
- (4) 自動車に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (5) 自動車に他の自動車の駐車の支障となる荷物又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を積載しているとき。
- (6) 病院の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、病院の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第6条 病院の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 病院の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、病院の業務又は管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止等)

第7条 指定管理者は、駐車場の補修その他管理上の必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は制限することができる。

第8条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

(損害賠償の義務)

第8条 病院の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第9条 病院を利用する者は、次条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 病院の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬告示」という。）第1号及び第2号並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院療養費告示」という。）別表により算定した額（当該額の算定に当たって消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される部分があるときは、当該課される部分に100分の110を乗じて得た額を合計した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））とする。ただし、診療報酬告示及び入院療養費告示に定めのないもの並びにこれらにより難しいもの並びに駐車場の利用料金は、規則で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者の指定の申請）

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第12条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効果的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（1）事業計画が病院の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

（2）事業計画が病院の効果的な管理を実現するものであること。

（3）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

（4）管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第13条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、

その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 診療及び検診に関すること。
- (2) 病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第15条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市立清水病院駐車場条例の廃止)

- 2 静岡市立清水病院駐車場条例（平成15年静岡市条例第174号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第1項本文に定める日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の静岡市立清水病院条例第3条の規定により市長から施行日以後の期間に係る診療又は入院の許可を受けた者は、改正後の静岡市立清水病院条例（以下「新条例」という。）の規定の例により当該許可の内容に基づく診療を受け、又は入院することができる。

- 4 新条例第9条及び第10条の規定は、施行日以後の期間に係る病院の利用料金について適用し、施行日前の期間に係る病院の使用料及び手数料並びに施行日前に駐車場に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 5 病院に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第10条から第12条までの規定の例により行うことができる。
- 6 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第9条、第10条及び第14条の規定の例により、施行日以後の期間に係る病院の利用の手続並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（平成15年静岡市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表1 テントサイト及び温泉入浴施設の利用料金の限度額の表中「基本額」を「利用料」に、「5,230円」を「5,000円」に、「加算額」を「入場料」に、「410円」を「600円」に、「3歳」を「6歳」に、「310円」を「300円」に改め、同表備考1中「3歳」を「6歳」に改め、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 小学校就学の始期に達するまでの者に係るテントサイトの入場料は、無料とする。

別表2 附帯設備の利用料金の限度額の表を次のように改める。

2 附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額
カヌー	1回30分までにつき	500円
温水シャワー	1回につき	300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用

に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市南アルプス井川オートキャンプ場の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

議案第 200 号

静岡市由比本陣施設条例の一部改正について

静岡市由比本陣施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市由比本陣施設条例の一部を改正する条例

静岡市由比本陣施設条例（平成20年静岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第11条」を「第8条」に改める。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とし、第10条から第17条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

静岡市清水港海づり公園条例の一部改正について

静岡市清水港海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市清水港海づり公園条例の一部を改正する条例

静岡市清水港海づり公園条例（令和7年静岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「興津中町」を「興津本町」に改める

第2条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）管理棟

第3条第1号を次のように改める。

（1）海釣りに関する講座、普及啓発等を通じた知識及び海釣りの場の提供に関すること。

第4条を次のように改める。

（開園時間）

第4条 海づり公園の開園時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、第13条第1項の規定による指定を受けて海づり公園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（1）4月から8月まで 午前6時30分から午後6時30分まで

（2）3月及び9月 午前6時30分から午後6時まで

（3）10月から翌年の2月まで 午前6時30分から午後5時まで

第5条中「平日（休日（」を「水曜日（当日が」に、「をいう。）を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）及び1月1日から1月3日までの日」を「（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の土曜日、日曜日及び休日以外の日）並びに1月1日及び12月31日」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「休園日」を「市長の承認を得てこれ」に改める。

第6条及び第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 第6条第1項の規定により栈橋の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第13条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第9条を削る。

第10条の見出し中「栈橋利用」を「栈橋の利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「栈橋利用者」を「利用者」に、「栈橋利用の」を「利用の」に改め、同条第1号及び第2号中「栈橋利用者」を「利用者」に改め、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 海づり公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に栈橋の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第15条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が海づり公園の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が海づり公園の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 海づり公園の利用の許可に関すること。
- (3) 海づり公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表 (第13条関係)

栈橋の利用料金の限度額

区分		金額 (1人につき)
基本利用料金	15歳以上の者	1,200円
	7歳以上15歳未満の者	600円
延長利用料金	15歳以上の者	1時間につき400円
	7歳以上15歳未満の者	1時間につき200円

備考

- 1 15歳である者であって中学校の生徒であるもの及びこれに準ずるもの並びに6歳である者であって小学校の児童であるもの及びこれに準ずるものは、7歳以上15歳未満の者の区分とする。

- 2 年齢が7歳未満の者（1に掲げる者を除く。）に係る利用料金は、無料とする。
- 3 基本利用料金は、桟橋に入場してから4時間を経過する時までの利用に係る料金をいう。
- 4 延長利用料金は、基本利用料金に係る利用時間を超える利用に係る料金をいう。
- 5 延長利用料金の算定に当たって1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 6 回数券を発行する場合は、各区分における利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て基本利用料金又は延長利用料金と異なる料金を設定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 海づり公園の管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、前項本文に規定する日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の静岡市清水港海づり公園条例第4条、第5条、第6条、第8条及び第13条の規定の例により、開園時間並びに休園日の変更、海づり公園の利用の許可並びに利用料金の設定及び収受その他の行為を行うことができる。

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表 1 小学校の表中

「

静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町 1 番20号
静岡市立美和小学校	静岡市葵区遠藤新田69番地の 1

を
」

「

静岡市立西奈南小学校	静岡市葵区南瀬名町 1 番20号
------------	------------------

に、
」

「

静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の 2
静岡市立久能小学校	静岡市駿河区古宿213番地の 2

を
」

「

静岡市立大谷小学校	静岡市駿河区大谷3683番地の 2
-----------	-------------------

に
」

改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例(昭和41年静岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改め、同条の表中「1,185,900円」を「1,208,600円」に、「889,400円」を「906,400円」に、「829,200円」を「845,100円」に、「621,900円」を「633,800円」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例(平成12年静岡市条例第83号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第2条関係)

退隠料年額の計算の 基礎となっている給 料年額	仮定給料年額	退隠料年額の計算の 基礎となっている給 料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
1,301,700	1,388,900	3,557,900	3,796,300
1,354,600	1,445,400	3,735,700	3,986,000

1, 387, 400	1, 480, 400	3, 911, 900	4, 174, 000
1, 420, 300	1, 515, 500	4, 020, 600	4, 290, 000
1, 457, 600	1, 555, 300	4, 126, 700	4, 403, 200
1, 510, 800	1, 612, 000	4, 342, 000	4, 632, 900
1, 556, 600	1, 660, 900	4, 552, 800	4, 857, 800
1, 599, 400	1, 706, 600	4, 594, 200	4, 902, 000
1, 651, 000	1, 761, 600	4, 758, 000	5, 076, 800
1, 703, 100	1, 817, 200	4, 964, 600	5, 297, 200
1, 759, 800	1, 877, 700	5, 170, 100	5, 516, 500
1, 817, 200	1, 939, 000	5, 374, 200	5, 734, 300
1, 888, 700	2, 015, 200	5, 503, 100	5, 871, 800
1, 933, 900	2, 063, 500	5, 640, 400	6, 018, 300
1, 992, 000	2, 125, 500	5, 904, 900	6, 300, 500
2, 048, 700	2, 186, 000	6, 157, 000	6, 569, 500
2, 161, 000	2, 305, 800	6, 291, 400	6, 712, 900
2, 191, 200	2, 338, 000	6, 419, 000	6, 849, 100
2, 277, 800	2, 430, 400	6, 672, 200	7, 119, 200
2, 392, 800	2, 553, 100	6, 785, 100	7, 239, 700
2, 520, 000	2, 688, 800	6, 909, 900	7, 372, 900
2, 584, 900	2, 758, 100	7, 130, 700	7, 608, 500
2, 646, 800	2, 824, 100	7, 353, 700	7, 846, 400
2, 735, 200	2, 918, 500	7, 395, 300	7, 890, 800
2, 787, 300	2, 974, 000	7, 434, 600	7, 932, 700
2, 938, 000	3, 134, 800	7, 474, 000	7, 974, 800
3, 012, 900	3, 214, 800	7, 566, 400	8, 073, 300
3, 090, 900	3, 298, 000	7, 753, 200	8, 272, 700
3, 241, 400	3, 458, 600	7, 939, 900	8, 471, 900
3, 393, 000	3, 620, 300	8, 032, 200	8, 570, 400
3, 432, 600	3, 662, 600	8, 126, 900	8, 671, 400
退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額が8, 126, 900円を超える場合において			

は、その年額に1.067を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

工事請負契約の締結について

令和8年度生涯第1号高部生涯学習交流館建築工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度生涯第1号 高部生涯学習交流館建築工事
2	工事の概要	構造：鉄骨造2階建 延床面積：814.46㎡
3	工 事 場 所	静岡市清水区大内新田地内
4	契 約 方 法	制限付一般競争入札
5	契 約 金 額	457,600,000円
6	受 注 者	静岡市清水区松原町5番12号 日軽産業株式会社 代表取締役 杉山 和義

工事請負契約の締結について

令和 8 年度建住第 3 号安倍口団地浄化槽改修工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

1	工 事 名	令和 8 年度建住第 3 号 安倍口団地浄化槽改修工事
2	工事の概要	安倍口団地の浄化槽改修工事 浄化槽工事 処理対象人員 5, 270 人
3	工 事 場 所	静岡市葵区安倍口団地地内
4	契 約 方 法	随意契約
5	契 約 金 額	564, 740, 000 円
6	受 注 者	静岡市駿河区馬渕三丁目 20 番 22 号 株式会社 KAMATA 代表取締役 鎌田 幸太郎

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

路 線 名	旧 新 別	起 点	重要な経過地
		終 点	
日の出町押切線	旧	静岡市清水区松井町161番地先	_____
		静岡市清水区北脇712番 1 地内	
	新	静岡市清水区築地町11番 7 地内	_____
		静岡市清水区能島41番 1 地内	

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	沓谷一丁目17号線	静岡市葵区沓谷一丁目327番8地先	_____
		静岡市葵区沓谷一丁目327番15地先	
2	草薙47号線	静岡市清水区草薙1135番1地先	_____
		静岡市清水区草薙1135番6地先	
3	草薙48号線	静岡市清水区草薙1135番11地先	_____
		静岡市清水区草薙1135番14地先	

共立蒲原総合病院組合規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、共立蒲原総合病院組合規約（昭和 40 年 1 月 14 日静岡県指令地第 30 号）の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体に協議する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難波 喬 司

共立蒲原総合病院組合規約の一部を変更する規約

共立蒲原総合病院組合規約（昭和 40 年 1 月 14 日静岡県指令地第 30 号）の一部を次のように変更する。

第 12 条の次に次の章名を付する。

第 4 章 組合の経費

第 13 条第 1 項中「財産より生じる」を「財産から生ずる」に、「関係市の分賦金」を「関係市からの負担金及び補助金」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「その他の特別の事情があるとき」を加え、同条第 2 項中「分賦金」を「負担金」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の補助金の負担割合その他必要な事項は、関係市の協議によりこれを定める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

経費区分	関係市	負担割合
第 3 条第 1 号に係る経費（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条の 3 第 3 項において準用する第 17 条の 2 第 1 項の経費に限る。）	静岡市	次の 1 から 3 までにより算出した数を合計して得た数を 100 で除して得た数（当該数に小数点以下第 3 位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 人口割 負担金を支弁する年度の前年の 4 月 1 日（以下この表において「同日」という。）における静岡市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の住民基本台帳をいう。以下

		この表において同じ。)に基づく人口(以下この表において「静岡市の人口」という。)を静岡市の人口と同日における富士市の住民基本台帳に基づく人口(以下この表において「富士市の人口」という。)を合計した数(以下この表において「2市の人口」という。)で除して得た数に16.8を乗じて得た数 2 利用者割 負担金を支弁する年度の前々年度における共立蒲原総合病院を受診した静岡市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数(以下この表において「静岡市の患者数」という。)を静岡市の患者数と同年度における共立蒲原総合病院を受診した富士市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数(以下この表において「富士市の患者数」という。)を合計した数(以下この表において「2市の患者数」という。)で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 均等割 6.45
	富士市	次の1から4までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数(当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数) 1 人口割 富士市の人口を2市の人口で除して得た数に16.8を乗じて得た数 2 利用者割 富士市の患者数を2市の患者数で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 所在地割 6.7 4 均等割 3.225
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数 均等割 3.225
第3条第2号及び第3	静岡市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を

号に係る経費（平成12年3月24日及び平成13年3月26日に借り入れた企業債に対する利息に係る経費に限る。）		100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 静岡市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 31.32
	富士市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 富士市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 15.66
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数 均等割 3.02

備考 関係市の負担割合の合計が1に満たない場合にあっては、小数点以下第3位の数に四捨五入して繰り上がらなかった市のうちその数が最も大きいものの負担割合に0.01を加えるものとし、1を超える場合にあっては、小数点以下第3位の数に四捨五入して繰り上がった市のうちその数が最も小さいものの負担割合から0.01を減ずるものとする。

附 則

- この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する関係地方公共団体の協議が成立した日から施行する。
- 改正後の共立蒲原総合病院組合規約第13条及び別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 209 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地
があらたに生じたことを確認する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

清水区興津本町字南側外 831 の地先公有水面埋立地

1,789.43 平方メートル

上記地番は、令和 8 年 8 月 10 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第 210 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水区興津本町字南側外に編入する区域

清水区興津本町字南側外 831 の地先公有水面埋立地

1,789.43 平方メートル

上記地番は、令和 8 年 8 月 10 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。

議案第 2 1 1 号

令和 7 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金 2 2, 9 7 9, 9 3 0 円のうち 2 0, 0 6 1, 5 8 8 円を減債積立金に積立て、1 6, 9 9 4, 0 0 0 円を減債積立金から取崩し、1 9, 9 1 2, 3 4 2 円を資本金へ組入れるものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第 2 1 2 号

令和 7 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 2 5, 1 2 8, 6 5 9 円のうち
7, 0 3 2, 7 5 0 円を減債積立金に積立て、1 8, 0 9 5, 9 0 9 円を資本金へ組入れるものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第 2 1 3 号

令和 7 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金 2, 6 4 9, 9 0 2, 8 7 8 円のうち 9 3 2, 0 4 6, 8 7 1 円を減債積立金に積立て、1, 7 1 7, 8 5 6, 0 0 7 円を資本金へ組入れるものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

議案第 2 1 4 号

令和 7 年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金 2, 0 6 3, 0 4 9, 4 4 1 円のうち
1, 0 9 2, 1 2 1, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、9 7 0, 9 2 8, 4 4 1 円を資本金へ
組入れるものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司